

横浜市ホームレス自立支援施設運営要綱

制 定 平成 6 年 8 月 31 日

最近改正 平成 18 年 7 月 1 日

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、市内の都市公園、河川、道路、駅舎その他の施設を故なく起居の場所とし、日常生活を営んでいる者（以下「ホームレス」という。）等に対し、一時的な宿泊場所を提供するとともに、生活支援等を行い、その自立を支援するため、横浜市ホームレス自立支援施設条例（平成 15 年 2 月 15 日条例第 1 号。以下「条例」という。）及び横浜市ホームレス自立支援施設条例施行規則（平成 15 年 5 月 30 日規則第 70 号。以下「規則」という。）に基づき実施する横浜市ホームレス自立支援施設はまかぜ（以下「自立支援施設」という。）の運営について、必要な事項を定める。

(職員)

第 2 条 条例第 3 条第 4 項の規定に基づき、市長に指定された自立支援施設の指定管理者は、その管理のために、次の職員を置かなければならない。

- (1) 施設長
- (2) 事務員
- (3) 生活支援員（以下「支援員」という。）
- (4) 看護師
- (5) 職業相談員（公共職業安定所より派遣）
- (6) その他自立支援施設の管理のために必要な職員

(支援対象者の決定)

第 3 条 自立支援施設の利用を希望するもの（以下「利用希望者」という。）は、あらかじめ、支援対象認定申込書（第 1 号様式）を福祉保健センター長（以下「センター長」という。）に提出し、自立支援施設における支援の対象者（以下「支援対象者」という。）として認められなければならない。

2 センター長は、前項の規定に基づき利用希望者から支援対象認定申込書の提出を受けた場合、別に定める自立支援施設における規則の遵守について確認を取った上で、速やかに認定審査を行い、その結果を利用希望者に通知しなければならない。

3 前項の通知は、支援対象認定結果通知書（第 2 号様式）をもって行うものとする。

4 センター長は、次の各号に該当する場合は、支援対象者として認めないことができる。

- (1) 医療機関で緊急対応することが必要であると考えられる場合。
- (2) 自立支援施設における集団生活の秩序を乱すおそれ強いと考えられる場合。
- (3) 利用の目的が自立支援施設の設置目的に合致していないと考えられる場合。
- (4) その他、自立支援施設の管理上著しい支障があると考えられる場合。

- 5 第1項の規定にかかわらず、利用希望者は夜間街頭相談等の場合においては、口頭で支援対象者としての認定審査を申込み、支援対象認定申込書は後日提出することができる。
- 6 第3項の規定にかかわらず、センター長は夜間街頭相談等の場合においては、口頭で支援対象者であるかどうかの認定結果を通知し、支援対象認定結果通知書は後日発行することができる。
- 7 センター長は、第2項の規定に基づき、支援対象者として認めた場合、速やかに指定管理者に対して入所依頼書（第3号様式）を提出し、支援対象者であることを通知し、自立支援施設への入所を指定管理者に依頼しなければならない。
- 8 センター長は、第2項の審査に際して、必要に応じて指定管理者に意見を求めることができる。

（利用許可の決定）

第4条 前条の規定により、自立支援施設の支援対象者として認められたもので、条例第5条の規定により自立支援施設の利用の許可を受けようとするものは、利用許可申請書（第4号様式）を指定管理者に提出しなければならない。

- 2 前項の規定に基づき、利用許可申請書の提出を受けた指定管理者は、前条第7項に規定する入所依頼書を確認したうえで、速やかに利用の許可、不許可について決定しなければならない。
- 3 指定管理者は、利用の許可、不許可の決定に際して、必要に応じてセンター長に意見を求めることができる。

（利用期間の決定）

第5条 指定管理者は、規則第4条に規定する期間満了日が休庁日にあたる場合については、その日以降の最初に来る開庁日まで、利用期間を延長して利用を許可することができるものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、年末年始時期の退所予定日の調整については、健康福祉局長と協議を行うものとする。

（利用許可通知）

第6条 指定管理者は、条例第5条第1項及び第2項の規定に基づき自立支援施設の利用の許可を決定した場合には、利用許可通知書（第5号様式）を利用申請者に発行しなければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、夜間の街頭相談等の場合においては、口頭で利用の許可をすることを通知し、利用許可通知書は後日に発行することができるものとする。

（利用不許可通知）

第7条 指定管理者は、条例第5条第3項の規定に基づき自立支援施設の利用を許可しない場合には、利用不許可通知書（第6号様式）を発行しなければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、夜間の街頭相談等の場合においては、口頭で利用の許可をしないことを通知し、利用不許可通知書は後日に発行することができるものとする。

(利用許可の取り消し等)

第8条 指定管理者は、自立支援施設の利用の許可を受けた者（以下「利用者」という。）が、条例第6条第1項各号の規定に該当した場合には、利用の許可を取り消し、利用を制限し、若しくは退所を命じ、利用許可取消・変更通知書（第7号様式）を利用者に発行しなければならない。

ただし、利用者が利用期間内に入院、入所、自立等の理由により退所した場合には、退所日以降の利用許可を取り消したものとみなすことができるものとする。

2 指定管理者は、利用者が条例第6条第1項各号に該当した場合には、速やかにセンター長にその状況を報告しなければならない。

(利用期間の延長)

第9条 指定管理者は、その利用者の審査を行ったセンター長に対して、規則第4条に基づく利用期間の延長が必要と思われる利用者がある場合には、利用者の退所予定日の7日前までに、利用者の利用中の状況、支援の内容及び就労状況等を報告しなければならない。

2 指定管理者は、利用者の利用期間について延長を行おうとする場合には、ケースカンファレンスにおいてセンター長に意見を求め、同意を得なければならない。

3 指定管理者は、前項に基づく利用期間の延長の決定後、速やかに利用許可通知書を発行し、利用者に通知するものとする。

(健康診断等)

第10条 指定管理者は、利用者に対して、入所後速やかに健康診断を受けさせなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、利用者が入所直前に健康診断を受けている場合等は、健康診断の全部又は一部を省略することができる。

3 健康診断を実施した結果、療養等が必要と認められた者に対しては、療養の支援等、適切な支援を行わなければならない。

(支援の方針)

第11条 指定管理者は、利用者に対し、健康診断の結果を踏まえた上で支援の方針を決定し、速やかにセンター長に報告するとともに、支援の実施に際しては、センター長の属する福祉保健センター（以下「センター」という。）と連携して行うものとする。

(生活用品等の支給)

第12条 自立支援施設における生活用品等の支給は、必要最小限のものをすべて現物で支給又は貸与するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、前条に規定する支援の方針に基づき、断酒活動等の支援を行うこととなった者に対しては、必要な交通費等について支給又は貸付けることができるものとする。

(生活保護の取り扱い)

第13条 自立支援施設利用中に要保護状態となった者に対する生活保護の適用など、他制度に係る手続きは、センター長が行うものとする。

2 利用期間中における生活保護の適用は、医療扶助、一時扶助等とする。

(職業相談及び職業紹介)

第14条 第11条に規定する支援の方針に基づき、就労支援を行うこととなった者に対しては、職業相談員が職業相談を行い、職業紹介等を行うものとする。

2 前項の規定に基づき職業紹介等を行った結果、または神奈川県ホームレス就業支援協会の行う、ホームレス就業支援事業による支援を受けた結果、就職支度金品や、賃貸住宅契約のための経費等の需要が生じた場合には、指定管理者は、センター長と協議した上で、別に定める必要な金品を支給又は貸付けることができるものとする。

(施設内作業)

第15条 指定管理者は、必要と認めた施設内の作業を、利用者のうち希望する者に行わせることができるものとする。

2 指定管理者は、前項に規定する作業を実施した場合には、謝金を支払うことができるものとする。

(ケースカンファレンス)

第16条 指定管理者は、支援が困難な事例や支援を行う上で問題等がある場合には、必要に応じてケースカンファレンスを開催することができる。

2 ケースカンファレンスには、センター等の関係機関に参加を求めることができる。

(利用者記録の整備)

第17条 指定管理者は、利用者に関する支援の経過を記録し、整備しておかなければならない。

(利用状況等の報告)

第18条 指定管理者は、利用者が退所する際には、利用中の状況、支援の内容、就労状況等について、センター長に報告しなければならない。

(事業報告)

第19条 指定管理者は、自立支援施設の運営状況を記録した事業実績報告を月毎に取りまとめ、翌月15日までに健康福祉局長に報告しなければならない。

(料金の不徴収)

第20条 自立支援施設の利用については、利用者からは利用料金を徴収しないこととする。

附 則

1 この要綱は、平成6年11月7日より施行する。

附 則

1 この要綱は、平成9年4月1日より施行する。

附 則

1 この要綱は、平成11年4月1日より施行する。

附 則

1 この要綱は、平成12年5月1日より施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成12年8月1日より施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行に際して、この要綱施行前の緊急一時宿泊所運営事業実施要綱の規定により作成されている様式書類は、なお当分の間、適宜修正の上使用することができる。

附 則

- 1 この要綱は、平成13年4月1日より施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成14年1月1日より施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行に際して、この要綱施行前の屋外生活者自立支援事業実施要綱の規定により作成されている様式書類は、なお当分の間、適宜修正の上使用することができる。

附 則

- 1 この要綱は、平成15年6月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行に際して、この要綱施行前の屋外生活者自立支援事業実施要綱の規定により作成されている様式書類等はなお当分の間、適宜修正の上使用することができる。

附 則

- 1 この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成18年7月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行に際して、この要綱施行前の横浜市ホームレス自立支援施設運営要綱の規定により作成されている様式書類はなお当分の間、適宜修正の上使用することができる。

はまかせ入所にあたって

入所中は、次のことについて守ってください。

- この施設は、自立を支援することを目的として設置していますので、自立へ向けて、あなた自身が先ず、努力をしてください。
- 施設内では集団生活上、管理上のルールを守り、他人に迷惑をかけないでください。
- 入所中はお酒を飲むことは認められません。お酒を飲んで迷惑をかけた時には、施設に利用許可を取り消されます。
- 危険物・不衛生な物・生き物などの施設内への持ち込みは認められません。仕事の関係等で、どうしても持ち込まなければならないものについては、事前に施設職員に相談してください。
- 門限、消灯は午後10時です。また、外泊は認められません。ただし、仕事の都合等で遅れる時、又は夜勤、出張等の時は、事前に施設職員の許可を受けてください。
- 荷物、金銭の管理は部屋にあるロッカーを利用し、自己管理してください。自己管理できない場合には、事前に施設の職員に相談してください。
- 入所中の就労状況、生活状況等は、福祉保健センターとして、施設から報告を受けますので、予めご了承承ください。
- 退所の際には、施設内に荷物を残さないようにしてください。残された荷物は施設で処分します。
- 施設の出入りの際には、利用者札を必ず1階の守衛室に提示してください。
- その他のことは、施設職員の指示に従ってください。従わない場合には、施設に利用許可が取り消されることがあります。

第14条第2項に規定する支給又は貸付することができる金品

1 日雇就労に就くための必要経費

- (1) 白手帳作成のための必要経費
- (2) 現場までの交通費
- (3) 安全靴または長靴
- (4) 作業着
- (5) その他必要と認められた金銭及び物品

2 求職活動を行うための必要経費

- (1) 履歴書作成のための必要経費
- (2) 散髪または調髪費用
- (3) 被服
- (4) 面接先までの交通費
- (5) その他必要と認められた金銭及び物品

3 就職支度金品

- (1) 通勤交通費
- (2) 被服
- (3) その他必要と認められた金銭及び物品

4 賃貸住宅契約のための必要経費

- (1) 住宅の賃貸借契約のための、敷金を除いた必要経費

支援対象認定申込書

年 月 日

（申込先）

横浜市 福祉保健センター長

申込者氏名

横浜市ホームレス自立支援施設はまかぜでの支援を受けたいので、次のとおり認定審査を申し込みます。

申込者	氏名	
	生年月日	年 月 日（ 歳）
	緊急連絡先	氏名 住所 電話番号
申込目的（なるべく詳しく書いてください。）		

支援対象認定結果通知書

第 号
年 月 日

様

横浜市 福祉保健センター長

あなたから申込みを受けた支援対象認定審査の結果について、以下のとおり通知します。

<input type="checkbox"/> 支援対象者として認定します。	
利用期間	年 月 日から 年 月 日まで
利用条件等	
<input type="checkbox"/> 支援対象者として認定しません。	
認めない 根 拠	横浜市ホームレス自立支援施設運営要綱第3条第4項
認めない 理 由	

※ この様式は複写式であり、1枚目（事務処理欄のないもの）を申込者に発行します。

支援対象認定結果通知書

第 年 月 日
号

様

横浜市 福祉保健センター長

あなたから申込みを受けた支援対象認定審査の結果について、以下のとおり通知します。

<input type="checkbox"/> 支援対象者として認定します。	
利用期間	年 月 日から 年 月 日まで
利用条件等	
<input type="checkbox"/> 支援対象者として認定しません。	
認めない 根拠	横浜市ホームレス自立支援施設運営要綱第3条第4項
認めない 理由	

※ この様式は複写式であり、1枚目（事務処理欄のないもの）を申込者に発行します。

決裁欄	課長	係長	担当者

(福祉保健センター控)

ホームレス自立支援施設
入所依頼書

横浜市ホームレス自立支援施設 指定管理者

横浜市

福祉保健センター長

当センターでの審査の結果、次のものを支援対象者として認定しましたので、ホームレス自立支援施設運営要綱第3条第7項に基づき、自立支援施設への入所を依頼します。

ふりがな 対象者氏名	(男・女)	生年月日	年 月 日 (歳)
利用年月日	年 月 日	担当	
退所予定日	年 月 日	入所歴	回
相談場所(街頭相談等の場合に記入。)	前回退所年月日	年 月 日	
	前回退所理由(就労退所・満期退所等)		
相談内容・現在の生活の状況等			
健康状態・留意すべき病歴			
ホームレス状態の期間(3日以内 7日以内 1か月以内 6か月以内 7か月以上)			
最終就労歴(期間・退職日・職種等)			
本人の希望、目標等			
福祉保健センターの処遇方針			
備考(保護歴、結核検診等)			
・保護歴 年 月～ 年 月			
・結核検診 検診受診日 年 月 日			
受診医療機関名			

※ この様式は複写式であり、1枚目(自立支援施設の事務処理欄があるもの)は自立支援施設に送付します。

決 裁 欄	施設長	主任	担当
-------------	-----	----	----

(自立支援施設送付用)

ホームレス自立支援施設
入所依頼書

横浜市ホームレス自立支援施設 指定管理者

横浜市

福祉保健センター長

当センターでの審査の結果、次のものを支援対象者として認定しましたので、ホームレス自立支援施設運営要綱第3条第7項に基づき、自立支援施設への入所を依頼します。

ふりがな 対象者氏名	(男・女)	生年月日	年 月 日 (歳)
利用年月日	年 月 日	担当	
退所予定日	年 月 日	入所歴	回
相談場所(街頭相談等の場合に記入。)	前回退所年月日	年 月 日	
	前回退所理由(就労退所・満期退所等)		
相談内容・現在の生活の状況等			
健康状態・留意すべき病歴			
ホームレス状態の期間(3日以内 7日以内 1か月以内 6か月以内 7か月以上)			
最終就労歴(期間・退職日・職種等)			
本人の希望、目標等			
福祉保健センターの処遇方針			
備考(保護歴、結核検診等)			
・保護歴 年 月～ 年 月			
・結核検診 検診受診日 年 月 日			
受診医療機関名			

※ この様式は複写式であり、1枚目(自立支援施設の事務処理欄があるもの)は自立支援施設に送付します。

決 裁 欄	課 長	係 長	担 当
-------------	-----	-----	-----

(福祉保健センター控)

利用許可申請書

年 月 日

（申請先）

横浜市ホームレス自立支援施設 指定管理者

申請者氏名

横浜市ホームレス自立支援施設はまかぜを利用したいので、次のとおり申請します。

利 用 者	氏名	
	生年月日	年 月 日（ ）歳
	緊急連絡先	氏名 電話番号 住所
利用の目的(なるべく詳しく書いてください。)		

第5号様式(第6条第1項)

利用許可通知書

第 号
年 月 日

様

横浜市ホームレス自立支援施設 指定管理者

横浜市ホームレス自立支援施設はまかぜの利用については、次のとおり許可します。

利用期間	年 月 日 から 年 月 日まで
許可条件等	

この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 60 日以内に、横浜市長に対し異議申し立て又は審査請求をすることができます。

※ この様式は複写式であり、1枚目（事務処理欄のないもの）を申請者に発行します。

第5号様式(第6条第1項)

利用許可通知書

第 号
年 月 日

様

横浜市ホームレス自立支援施設 指定管理者

横浜市ホームレス自立支援施設はまかぜの利用については、次のとおり許可します。

利用期間	年 月 日 から 年 月 日まで
許可条件等	

この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、横浜市長に対し異議申し立て又は審査請求をすることができます。

※ この様式は3枚複写式であり、1枚目（事務処理欄のないもの）を申請者に、2枚目（福祉保健センター事務処理欄があるもの）を発行します。

決 裁 欄	課 長	係 長	担 当
-------------	-----	-----	-----

(福祉保健センター送付用)

第5号様式(第6条第1項)

利用許可通知書

第 号
年 月 日

様

横浜市ホームレス自立支援施設 指定管理者

横浜市ホームレス自立支援施設はまかぜの利用については、次のとおり許可します。

利用期間	年 月 日 から 年 月 日まで
許可条件等	

この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、横浜市長に対し異議申し立て又は審査請求をすることができます。

※ この様式は3枚複写式であり、1枚目（事務処理欄のないもの）を申請者に、2枚目（福祉保健センター事務処理欄があるもの）を発行します。

決 裁 欄	施 設 長	主 任	担 当
-------------	-------	-----	-----

(自立支援センター控)

第6号様式(第7条第1項)

利用不許可通知書

第 年 月 日
第 号

氏名 様

横浜市ホームレス自立支援施設 指定管理者

年 月 日に申請のありました横浜市ホームレス自立支援施設はまかぜの利用については、横浜市ホームレス自立支援施設条例第5条第3項に基づき不許可とします。

不許可の理由

この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、横浜市長に対し異議申し立て又は審査請求をすることができます。

※ この様式は3枚複写式であり、1枚目（事務処理欄のないもの）を申請者に、2枚目（福祉保健センター事務処理欄のあるもの）を福祉保健センターに発行します。

第6号様式(第7条第1項)

利用不許可通知書

第 年 月 日 号

氏名 様

横浜市ホームレス自立支援施設 指定管理者

年 月 日に申請のありました横浜市ホームレス自立支援施設はまかぜの利用については、横浜市ホームレス自立支援施設条例第5条第3項に基づき不許可とします。

不許可の理由

この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、横浜市長に対し異議申し立て又は審査請求をすることができます。

※ この様式は3枚複写式であり、1枚目（事務処理欄のないもの）を申請者に、2枚目（福祉保健センター事務処理欄のあるもの）を福祉保健センターに発行します。

決 裁 欄	課 長	係 長	担 当
-------------	-----	-----	-----

(福祉保健センター送付用)

第6号様式(第7条第1項)

利用不許可通知書

第 年 月 日 号

氏名 様

横浜市ホームレス自立支援施設 指定管理者

年 月 日に申請のありました横浜市ホームレス自立支援施設はまかぜの利用については、横浜市ホームレス自立支援施設条例第5条第3項に基づき不許可とします。

不許可の理由

この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、横浜市長に対し異議申し立て又は審査請求をすることができます。

※ この様式は3枚複写式であり、1枚目（事務処理欄のないもの）を申請者に、2枚目（福祉保健センターの事務処理欄のあるもの）を福祉保健センターに発行します。

決 裁 欄	施 設 長	主 任	担 当
-------------	-------	-----	-----

(自立支援施設控)

第7号様式（第8条第1項）

利用許可取消 変更通知書

第 年 月 日
号

氏名 様

横浜市ホームレス自立支援施設 指定管理者

横浜市ホームレス自立支援施設はまかせの利用許可については、横浜市ホームレス自立支援施設条例第6条第1項に基づき取り消します。
許可条件を変更します。

許可取消の理由
許可条件変更

この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、横浜市長に対し異議申し立て又は審査請求をすることができます。

※ この様式は複写式であり、1枚目（事務処理欄のないもの）を利用者に、2枚目（福祉保健センター事務処理欄のあるもの）を福祉保健センターに発行します。

第7号様式（第8条第1項）

利用許可取消 変更通知書

第 年 月 日 号

氏名 様

横浜市ホームレス自立支援施設 指定管理者

横浜市ホームレス自立支援施設はまかぜの利用許可については、横浜市ホームレス自立支援施設条例第6条第1項に基づき 取り消します。
許可条件を変更します。

許可取消の理由
許可条件変更

この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、横浜市長に対し異議申し立て又は審査請求をすることができます。

※ この様式は複写式であり、1枚目（事務処理欄のないもの）を利用者に、2枚目（福祉保健センター事務処理欄があるもの）を福祉保健センターに発行します。

決 裁 欄	課 長	係 長	担 当
-------------	-----	-----	-----

（福祉保健センター送付用）

第7号様式（第8条第1項）

利用許可取消 変更通知書

第 年 月 日 号

氏名 様

横浜市ホームレス自立支援施設 指定管理者

横浜市ホームレス自立支援施設はまかぜの利用許可については、横浜市ホームレス自立支援施設条例第6条第1項に基づき取り消します。許可条件を変更します。

許可取消の理由
許可条件変更

この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、横浜市長に対し異議申し立て又は審査請求をすることができます。

※ この様式は複写式であり、1枚目（事務処理欄のないもの）を利用者に、2枚目（福祉保健センター事務処理欄のあるもの）を福祉保健センターに発行します。

決 裁 欄	施 設 長	主 任	担 当
-------------	-------------	--------	--------

（自立支援施設控）